〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書　※医療法人整理番号00034

（自　令和　７年　９月　１日　至　令和　８年　８月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　医療法人社団馬場歯科医院

① □ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

② □ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③ □ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　滋賀県甲賀市水口町貴生川５６１番地１

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　平成元年　７月１４日

(4) 設立登記年月日　平成元年　７月１７日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	馬場　洋	馬場歯科医院管理者
理　事	松永　尚也	
同	粟田　裕太朗	
同	宮尾　嘉晃	
監　事	香川　浩祐	

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	馬場歯科医院	医療機関コード 2531400774	滋賀県甲賀市水口町貴生川５６１番地１	一般病床０床 療養病床０床

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　７年９月１６日　　令和　６年度決算の決定

令和　７年９月１６日　　令和　７年度の事業計画及び収支予算の決定

様式２

法人名　医療法人社団　馬場歯科医院

所在地　滋賀県甲賀市水口町貴生川５６１番地１

※医療法人整理番号	0	0	0	3	4

財　産　目　録

（令和８年８月３１日現在）

１．資　産　額　　0 千円
２．負　債　額　　0 千円
３．純　資　産　額　　0 千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		0
Ｂ　固　定　資　産		0
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	0
Ｄ　負　債　合　計		0
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	0

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－４　　（診療所のみを開設する医療法人）

法人名　医療法人社団　馬場歯科医院　　※医療法人整理番号 0 0 0 3 4

所在地　滋賀県甲賀市水口町貴生川５６１番地１

貸　借　対　照　表

（令和　８年　８月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	0	Ⅰ 流動負債	0
Ⅱ 固定資産	0	Ⅱ 固定負債	0
１ 有形固定資産	0	負債合計	0
２ 無形固定資産	0	純資産の部	
３ その他の資産	0	科目	金額
		Ⅰ 資本金	8,000
		Ⅱ 資本剰余金	0
		Ⅲ 利益剰余金	△ 8,000
		Ⅳ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	0
資産合計	0	負債・純資産合計	0

様式４－２　　（診療所のみを開設する医療法人）

法人名　医療法人社団　馬場歯科医院　　※医療法人整理番号 0 0 0 3 4

所在地　滋賀県甲賀市水口町貴生川５６１番地１

損　益　計　算　書

（自　令和　７年　９月　１日　　至　令和　８年　８月３１日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　事　業　損　益	
Ａ　本来業務事業損益	
１　事　業　収　益	0
２　事　業　費　用	1,158
本来業務事業利益	△ 1,158
Ｂ　附帯業務事業損益	
１　事　業　収　益	0
２　事　業　費　用	0
附帯業務事業利益	0
事　業　利　益	△ 1,158
Ⅱ　事業外収益	699
Ⅲ　事業外費用	0
経　常　利　益	△ 459
Ⅳ　特　別　利　益	0
Ⅴ　特　別　損　失	0
税　引　前　当　期　純　利　益	△ 459
法　人　税　等	0
当　期　純　利　益	△ 459

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団　馬場歯科医院
理事長　馬場　洋　　殿

私は、医療法人社団　馬場歯科医院の令和７年会計年度（令和７年９月１日から令和８年８月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年１０月１９日
医療法人社団　馬場歯科医院

監事　香川　浩祐